

中等教育の歪みと青少年の諸問題

——非行を中心として——

池 田 一 郎*

Distortion of Secondary Education and Problems of Juveniles

——On Delinquency——

Ichiro IKEDA

(1976年9月24日受理)

1. はじめに

昭和49年度の刑法犯総検挙人員は363,309人で、うち少年は115,453人と31.8%をしめており、前年度に比較して6.7%の増加率を示している¹⁾。これに触法少年以下を加えると青少年非行はさらに増加する。警察庁報告を年度別にみるとつぎのようになる。

第1表 非行少年の推移(人)

区 分	昭和44年	45 年	46 年	47 年	48 年	49 年
犯 罪 刑 法 犯	107,312	113,295	107,107	99,734	106,657	115,453
少 年 特 別 法 犯	12,160	11,794	9,649	9,726	12,806	14,199
触 法 少 年	31,365	34,727	34,090	36,013	38,554	36,178
ぐ 犯 少 年	10,282	10,242	8,669	6,957	5,871	5,453
道路交通関係による 業務上(重)過失致死傷	79,717	76,921	73,602	61,461	52,191	47,132

(警察庁, 昭和50年)

現在の青少年非行はわが国の文教政策および少年警察の最大の重要課題といわねばならない。

19世紀の非行についての考え方は単一要因説が一般であり、内山の示しているように道徳的退化 (ethical degeneration) あるいは感情、愛情および行動力の病的倒錯 (morbid perversion) として特定の異常形態であるとする Grohmann や Prichard の考え方が行なわれていた²⁾。これらは Lombroso によって犯罪人類学として発展したが、今世紀になってからはこのような宿命論的な犯罪素因論はもはや成立しなくなった。

非行は抑圧による frustration を外部に対して放出する行動であり、抑圧がなければ発生するものではない。Cole は非行の要因として遺伝的要因、家庭的要因、学校の要因に大別し、さらに各要因を細分析している³⁾。また Burt はより多くの因子の存在をあげて非行の多要因説を説き、非行のない少年は平均3個の因子をもつものに対し、非行少年のば

* 社会科学研究室

あいは9～10個の因子の存在を見いだしている⁴⁾。

このような多要因説を整理して、青少年非行の背後に2つの要素としての心理機制の存在を考へることが正しい。それは非行的傾向を青少年自身が心理的に内在させていることと、その上に偶発的条件がおこることである。つまり潜在的非行性 (potencial delinquency) と行動的環境 (behavioral environment) としての犯因的条件、Kanner⁵⁾ のいう偶然的挫折 (casual break down) である。非行的傾向という可能性と犯因的行為条件が相乗的に作動したときに非行 (delinquency) は発生する。

非行の定義は一義的に規定することはできない。それは非行者の環境、非行の行なわれた状況によって判定規準が異なるからである。同じ粗暴行為でも街頭で行なわれて検挙されたときは非行と判断され、学校内で生活指導の対象となったときは黙認される。したがって定義よりも集団のなかでの個人の行動機制を考慮しなければならない。一応の解釈として「犯罪またはそれと密接な関係を有する不良行為⁶⁾」として犯罪につながるおそれのある好ましくない行為としか定義づけようがない。

本稿では青少年非行増加の傾向を生じさせた要因として潜在的非行性に学力を、犯因的行為条件として就職後の不定着性を、さらに両者の遠因として中学校教育の歪曲の問題をそれぞれ中学校在籍者および中学校卒業後直ちに就職した者に主眼をおいて考察した。それは現在の中学校教育が教育改革の行なわれた当初の民主的理想像から次第に逸脱し、高等学校の予備校化と選別教育の場となった現状から、原点に帰って考え直す必要があると思うからである。

2. 中学校教育の歪み

1960年(昭35)1月の新安保条約調印から同年7月の発効に至るまでの6か月にわたる学生・労働者を中心とする反対闘争は戦後最大の混乱を引きおこした。同時に成立した池田内閣は「人づくり」政策の名の下に高度経済成長政策に従属した能力主義と道徳教育を支柱として中央教育審議会の教育改革構想へと進んでいった。ここにみのがすことのできないのは後期中等教育多様化の問題であり、しかもそれが前期中等教育の段階からすでに計画されているところである。

1965年(昭40)に全国高等学校長協会と日経連教育特別委員会は相前後して前者は中学校の教育は「能力・適性を無視して同質の教育を与えられることは決して平等でも機会均等でもない⁷⁾」と規定して個性を伸ばすという名目で進路指導の重要性を説き、後者は「就職者に対する進路指導については変化のはげしい今日経済社会の実態を充分把握の上⁸⁾」その能力・適性に応じた指導の必要性を要求している。

さらに日経連常任委員会は1969年(昭44)9月18日に「教育の基本問題に対する提言」と「教育の基本問題に対する産業界の見解」を発表している。これらに述べられている中等教育に関する事項のなかでとくに前期中等教育に関してつぎのところが注目される。「われわれ産業界としては生徒の特性が充分生かされるように中等教育を多様化する必要があると考へる。しかも従来⁹⁾の中等教育が進学中心に考へられた気味があり、直ちに実社会にはいる者に対する教育がなござりにされてきたことは遺憾なことである。中等教育多様化のひとつの方策として産業界がもっとも必要としている専門的職業人を積極的に養成することが検討されるべきであろう⁹⁾」(傍点筆者) もっとも「単なる知識、技能の教育に偏することなく、正しい職業観を涵養するとともに人間形成にも主眼を置く」と付け加えてはいるものの、明らかに産業界の要請に応じた忠実な下級労働者の養成を目標とし、

いわゆるブルーカラー階層を早期から選別教育しようとする意図が読みとれる。

産業界の中等教育に対する要望はこの他さまざまな様式で出されているが、一応「基礎学力の涵養」を唱っているものが多い。しかし基礎学力という極めて抽象的な表現は何を意味しているか理解することは困難である。一般に大企業は英語、数学、国語の理解力であったり、協調性、創造性、忍耐力といった personality の領域にまで至ったものであったりして、本心はともあれ表面上はこのような表現をとらざるを得なかったのは教育基本法の精神からして当然のことであった。小企業以下は「すぐに役立つ知識と技術」を要求し、むしろ正直さを感じさせるものであり、大企業のいいたくてもいえない代弁者の働きをしていた。しかしこれらの要望は中等教育を如何にしてゆくべきかについての具体策とはなり得ないままにやがて複線化への方策を求めるようになった。これについては後に述べる。

戦後の民主的教育改革の制度的な支柱である単線型教育制度が制定され、不完全な内容と設備ながら前期中等教育の完全義務化と「義務教育ではないが、いわばこれに準ずる性格を与えられて発足¹⁰⁾」した後期中等教育が確立して高等学校進学率も1950年(昭25)に全国平均で41%であったものが59年(昭34)に55%、高校生急増期の63年(昭38)に64%、64年(昭39)には69%と上昇をつづけ、69年(昭44)には80%をこえている。なかでも東京、神奈川、京都、大阪、広島の五都府県では90%をうわまわっており、とくに東京、大阪においては99%に達している¹¹⁾。さらに75年(昭50)には全国平均の伸び率はやや小さくなったとはいえ91.9% (男子91.0%、女子93.0%¹²⁾) となった。したがって早くから高等学校全入問題が国民運動化しはじめ、その象徴化された例を後には教育問題以外による圧力によって崩壊させられたとはいえ高知県にみることができる。同県においては1950年代に公立高等学校全員無試験入学制度が確立されていた。1956年(昭31)の教育委員の任命制化にあたって公選制選出の最後の同県教育委員会は「この措置は県下いずれの土地の青少年にもひとしく教育の機会を与えることと、本県が教育の後進県に甘んじることのなきを期したものであって、当時県民の総意に聴き、その支持の下に実現を見たのであった¹³⁾」として地方財政の窮迫にもかかわらず中等教育の歪曲と機会均等を失うおそれのためにこれを維持することを県民に訴えている。これを受けて高知県教職員組合は父母と教師の学習資料として入試制度について「中学校は高等学校の準備校化し、入学試験でよい点をとって人に勝つということが学校にゆく唯一の目的をもっている¹⁴⁾」とし、本来60%(当時)の進学しない生徒をふくめてあらゆる子どもの能力を伸ばすために最大限の時間をかたむけるべきであるにもかかわらず、それをおこなおうとする学校および教師に対して圧力が加えられつつある事実を指摘している。

現場の高等学校教諭は「これまでも高等学校(全日制)は中学までの義務教育段階に生まれているいろいろなゆがみを就職する一部の生徒を切り捨てて学校の格差毎にひきつぎ、それをいっそうひろげるといふ役割を果たしてきた¹⁵⁾」(傍点筆者)といっているように、就職組と進学組の差別は進学組の圧倒的増加とともにますますはげしさを加えている。そしてこれは当然の帰結としてできる生徒の競争心と優越感を、反対に学業不振生徒を中心とする就職組、あるいは実業高校生、定時制高校生の劣等感を生みだした。これを端的に示しているものが当時はエリート進学校とされていた東京都立日比谷高等学校生徒のつぎの発言である。

A「……いまのような教育がおこなわれていることも多数の人間がその教育に不満をもっていないからでしょう」

大江(健三郎)「不満が小尾教育改革としてあらわれているじゃないですか」

A「その時代で多くの人に支持された考えが社会を動かすのですね。いまのところ受験地獄があり、解決がせまられて、教育正常化の動きがあります。正常とは最大公約数が正しいと思うことです。民主主義では多数が権力をもつわけだから、権力をもつ多数がこうしてほしいという方向に教育改革は動いていきます。そこで最大公約数とは無縁にばく個人のもつ教育の理想ですが、ばくはばく以外の人間がばくより劣った環境で、ばくより能力が高くならないように教育されること、つまりばくだけが甘い汁を吸えることが理想です。世界の一番上に立って有利な生活をしたいということです。ただそれを金銭とか名誉とかせまい意味で解釈してほしくないのです。ばくもいい友人がほしいし、美しい音楽も聞きたい。博愛的な行為でばくの欲求を満たせるなら人々の助けにもなりましょう。非現実的な結論で実現されそうもありません。実現しようと思えばばくは不利益な扱いを受けるから社会の機構に従って生きていくだけです¹⁶⁾」

この発言にみられる荒廃しきった選良意識と連帯感の喪失を醸成したものは、とりもなおさず番町小学校——麴町中学校——日比谷高等学校という能力主義に裏打ちされた競争体制の結果形成された personality をしめしている。これは戦前の旧制高等学校の栄歌や、二・二六事件の反乱軍将校の作詞と伝えられ、陸軍で広く唱われた「昭和維新の歌」にみられる選良意識と使命感を濃厚にもつ personality と同質のものである。

対称的な例を高等学校三原則を強固に維持している珍しい存在として京都府の教育をあげることができる。京都府立鴨沂高等学校卒業式の答辞¹⁷⁾と送辞に読みとれるものは強い連帯感と社会に対するアプローチ、自分達の置かれている社会の認識である。

「……このような状態を生んだ原因は社会的にみれば年々はげしくなつてゆく入試競争によって個人個人がバラバラにされ、自分の悩みや人生観を話し合う場がなく、ゆがんだ形で欲求不満を解消しようとしたり、ただ自分さえよかったらよいという考えにおちいつている人が多くなつているところにあると思います」

極端な能力主義教育による中等教育はこれらの優越感と競争意識のみをもった生徒を生み出す反作用として、一方では授業についていけない多くの生徒をつくりだしていることはいうまでもない。つめ込み教育の結果として学習意欲を喪失し、「ただ他人の学習を妨害しないためにひたすら静座し、だまって耐えていることを余儀なくされているお客さん¹⁸⁾」と呼ばれている生徒が輩出する。

学習者の学習態度(attitude)とその達成度に応じてカリキュラムは構成されなければならないが、義務教育のカリキュラムは学習指導要領によって学年ごとに規定され、原則としてすべての児童・生徒にもそれを学習させることをたてまえたものである。これが

第2表 教育内容の理解程度 Ⅱ, ()実数

	無答	子どもの約1/3	約1/2	約3/4	5/6以下	わからない	非該当	計
小学校	1.1	28.9	49.2	14.0	2.2	4.5	0.1	100 (1,591)
中学校	1.1	16.7	50.2	26.1	4.1	1.8	0.1	100 (1,884)
指導主事	1.4	29.9	50.5	10.8	0.7	6.6	0.1	100 (2,261)
研究所員 I	1.4	20.1	50.0	12.8	1.5	14.2	0.1	100 (1,032)
研究所員 II	2.0	20.6	43.8	20.9	3.3	9.5		100 (306)

(全国教育研究所連盟, 昭46)

たてまえ通りに完成されているかどうかを教育者を対象として質問した結果¹⁹⁾が第2表である。

一般的な傾向としていえることは約半数の子どもがカリキュラムを消化できていないし、三分の一あるいは四分の一しか理解できていない、たてまえとしてはすべての生徒にもわかるはずの学習が中学校教諭にあってはその30%以上が三分の一ないし四分の一の生徒しか理解できていないことを認めざるを得ない状態である。

カリキュラムを消化できない生徒はふつう学業不振生徒と呼ばれているが、どのような生徒をいうかについては「教師の意識およびレベルによって変わってくる²⁰⁾」ので明確な定義づけは困難であるが、一般論としていえば「学業成績が知能に比較して著しく低い者であり、何らかの処置によって学習成績の上昇が可能なものつまり under achiever である²¹⁾」とするのがよいであろう。従ってソビエトの欠陥学の対象となっているような先天的異常児と考えることは誤っている。

すでに小見山²²⁾は学業不振に対して

- 1) 一定の学力水準に達しないとき
- 2) 平均学力よりも比較的劣っているとき
- 3) 個人間に不均衡な学力のあるとき

という定義を与えていたが、のちに学習者の personality と attitude を無視できないところから

- 1) 知能に比して学力が劣っているばあい
- 2) 全教科にわたって学業の不振のばあい
- 3) 特殊の教科にだけ不振のみられるばあい

と修正している。

これは Watson²³⁾ が行動主義 Behaviorism を発表したとき、人間行動を刺激→反応の機制においてのみとらえたが、後に刺激→P→反応の系列つまり主体的な人間性を考えなければならないと批判された。これと同じ立場からの修正と考えてよい。

このような学業不振生徒の存在に対して現在までどのような対策がなされてきたか、つきにこれについて考えてみたい。

文部省は昭和43年12月17日に中学校の新しい学習指導改訂案を発表したが、これは昭和33年に改訂された学習指導要領が社会や科学技術の革新という時代の変化に対応できなくなったという理由づけで六三制教育体制への反省の前提としようとしたものであって、教育の反動化のさきがけとなったと受けとめてよい。これに関して同年12月25日の改訂案の解説²⁴⁾のなかで、能力・適性の指導で遅進児のための促進学級にふれて、これらの生徒はボーダーラインで特殊に近いものであり、そこには技術の指導が必要であることを強調している。これは明らかに中学校の教室のなかに存在している学業不振生徒に対する特別の取扱いを考慮したものである。まさに中教審の答申した「後期中等教育の多様化に伴い生徒の適性・能力・環境に応じて適切な進路を選択させることが必要になる。そのため中学校において生徒の適性、能力を的確にはあくする方法を開拓するとともに綿密な観察を行ない、その結果に基づいて適切な指導を行なう必要がある²⁵⁾」を受けたものであることは明らかである。

同時期に麓²⁶⁾はその実践的立場から境界線児の労働技術教育の教育的効率化のための独立した技術学校の設置を提唱している。これは六三制普通教育のアカデミックな傾向と、他方では従来の職業教育の専門的傾向に反省を求めながら普通教育の技術化、職業教育の

一般化という教育と技術の新しい性格の再認識を求めた²⁷⁾ものであるが、単線型化された民主的義務教育体制を複線型に逆行させようとするための理論づけに利用される危険性をひそめていた。事実、すでに実験学校として発足していた神戸市立明親中学校と大阪市立旭陽中学校は「中学生の非行化の原因のひとつにきれいな英語、数学を進学学級生徒といっしょに教えられ、学校ぎらいになり非行化に走ることが反省され、この構想になった²⁸⁾」と神戸市教育委員会は発表している。しかしこれに対しては工業中学校の出現であるとか、義務教育違反であるという批判²⁹⁾がおきたのも当然のところである。

「期待される人間像」が中央教育審議会によって正式答申されたのは昭和41年10月31日であったが、中間報告段階でさまざまな批判が続出した。すでに昭和40年1月14日に日本教職員組合が見解³⁰⁾を発表しているが、とくに中等教育については後期中等教育に関してではあるが、新たな普通教育の創造としてすべての青少年を対象として自然と社会に関する科学の基本を中心として芸術・教育・体育を包含した専門基礎教育と一般教育との統一のうえに立つ新たな普通教育の確立をめざし、課程の差別防止として分化の時期をできるだけおくらせること、教科目は基本的に共通であること、中学における現行コース制は廃止すること、いわんや職業中学校をつくってはならないことなど教育心理学上当然のことながら形式陶冶説に立脚した批判をおこなっている。

いったい「適性・能力に応じて」とさまざまな場面で単純にことばだけが使用されているが、具体的にどのような規準をもってするのかは明確に述べられていない。Sternの輻輳説をまつまでもなく、先天的素質であるのか、後天的獲得的な学習の所産であるのか、あるいはこれらがどのようなからみあいによるのかすら軽々に判断することはできないのである。宮原³¹⁾のいうように「どんな方法で調べようともこればかりはわからない」のであるから少なくとも「分化の時期をおくらせ、かつ分化を傾斜的なゆるやかなもの」にする考慮が払われねばならない。Comenius以来教育の目的とするところは全人間的に調和のとれた発達である。

たしかに中学校に在籍する学業不振生徒や就職生徒（能力的にであるにせよ、経済的にであるにせよ）の教育は困難であることは事実である。しかしそこに単純な理由づけで差別的取扱いのあることはゆるされない。過去の中学校教育の歪みをこれ以上拡大生産することのない努力がなされねばならないのである。

3. 学業不振と非行

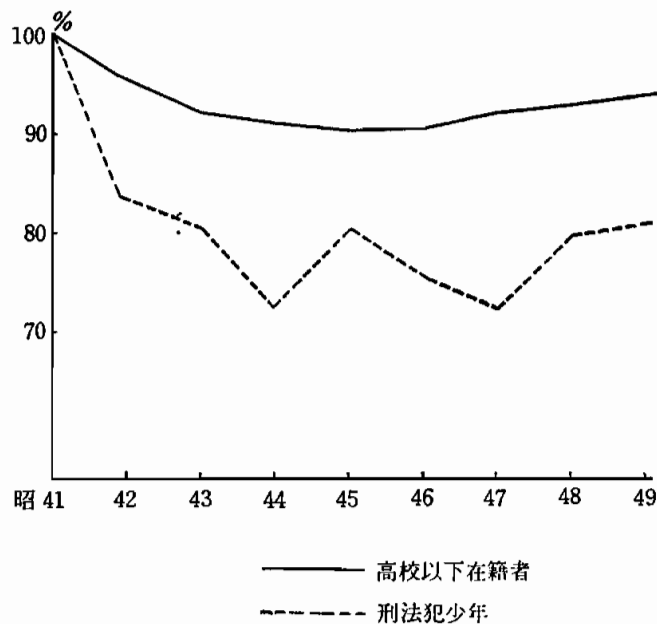
非行少年の学職別構成比を警察庁の統計³²⁾にによって年次別にその推移をみるとつぎのようである。

有職、無職少年の非行数が相対的に減少を示しているのに対して中学、高校生が増加がめだっている。しかもこれには中学生の触法少年はふくまれていないので触法少年を加えると中学生の非行率はさらに増加することになる。また青少年の非行者のなかにしめる高等学校以下の在籍者の割合³³⁾をみるとつぎの通りである（昭和41年度を100%とする）。

第3表 刑法犯少年学職別構成比の推移 (％)実数

年 度	総 数	中 学 生	高 校 生	大 学 生 各 種 学 校 生	有 職	無 職
昭 41	148,249 (100)	37,939 (25.6)	28,948 (19.5)	3,802 (2.6)	52,707 (35.6)	24,853 (16.8)
42	129,523 (100)	30,329 (23.4)	25,962 (20.0)	3,861 (3.0)	48,311 (37.3)	21,060 (16.3)
43	117,125 (100)	26,831 (22.9)	24,314 (20.8)	4,122 (3.5)	42,841 (36.6)	19,017 (16.2)
44	107,312 (100)	23,534 (21.9)	25,100 (23.4)	4,619 (4.3)	37,633 (35.1)	16,426 (15.3)
45	113,295 (100)	28,600 (25.2)	30,966 (27.3)	4,080 (3.6)	35,254 (31.1)	14,395 (12.7)
46	107,107 (100)	28,973 (27.1)	30,703 (28.7)	4,718 (4.4)	29,513 (27.6)	13,200 (12.3)
47	100,851 (100)	29,259 (29.0)	29,983 (29.7)	4,003 (4.0)	26,134 (25.9)	11,472 (11.4)
48	108,211 (100)	33,266 (30.7)	35,621 (32.9)	4,693 (4.3)	24,824 (22.9)	9,807 (9.1)
49	115,453 (100)	34,901 (30.2)	41,970 (36.4)	4,867 (4.2)	23,413 (20.3)	10,302 (8.9)

(警察庁, 昭和50年)



第1図 刑法犯少年及び触法少年の学職別構成比の推移 (警察庁, 昭和50年より作図)

中学, 高等学校生徒数の総体的な増加はあるにしても, 全非行少年数が減少しつつあるにもかかわらず学校在籍者の非行率は高い。前章にみたように多数の生徒が学習についていけない現状, さらに昭和48年度中の家庭裁判所に送致された対象少年の知能指数³⁴⁾をみても非行少年の知能指数の分布は normal curve をかなり下廻っていること等を考えると, 在学非行少年の知的能力は低いことが推測できる。

Kanner の示している例³⁵⁾では数万人の非行少年に対する知能検査の結果から知能指数が通常の少年群よりも低かったことをみだしており, その大多数が境界線上にあったと

第4表 家庭裁判所関係対象
少年の知能程度(%)

1Q, 110以上	6.4
99~109	57.7
89以下	42.7

(青少年白書, 昭49)

している。わが国の少年院入所者の実情をみても医療少年院に送致される精神薄弱者を別として、普通少年院での教育が学力的教科学習で総合教科として中学校程度の教育を重視しなければならない状態である³⁶⁾。知能の低さ、学力不振が直接非行に短絡するという立証は困難である。それは非行を引きおこす原因が決して単一的なものではなくて情緒の問題がかなり大きい影響を及ぼしていることからである。非行者の臨床例をみても学業成績の低下による劣等意識、怠学による学業不振、家族の要求水準の過大などによる挫折感などが幅輻していることが理解できる。橋本³⁷⁾は町田のつぎの結果を示して学業不振生徒の適応状況の悪さを指摘している。

第5表 知能と学業成績の比較からみた適応性得点(町田)

学校	知能以上の成績群	知能並みの成績群	知能以下の成績群
中学校	59.0	61.0	48.3
小学校	80.6	77.6	63.3

もっとも Mussen の引用例³⁸⁾によれば、非行のない群と非行群との Stanford-Binet 検査の結果では1Qで101.8対92と大差はみられないし、他の研究者も同様の報告をしているとして知能それ自体が非行事例の主要な決定要因であることは考えられないとしているが、1Q平均92という数値であれば精神薄弱者ではないにしろ学業不振を引きおこす充分な要因となり得るので、必ずしも彼のいうところを肯定することはできない。むしろ学業不振を治療することによって行動上の問題が消去される事例の多いことをあげた辰巳の指摘³⁹⁾に注意すべきである。

学業不振生徒の指導で従来簡単にまた最も多く採用されてきた方法は能力別学級編成であったし、現在のところこれにまさる適切な手段はみあたらない。したがってこれに関しては grouping の方法論について検討せざるを得ない。応々にして grouping は生徒自身に対してのみならず父兄に対しても差別感を抱かせてきた。特別学級あるいは促進学級という名目で低能力集団に編入された子どもたちが劣等感を深めていることは school phobia の原因のひとつに grouping があることをみても明らかである。能力別の grouping が集団学習のすぐれた方法であるという報告は少ない。したがってもし grouping を採用するのであればそれは固定した grouping ではなく、ある教科、ある学習のある過程において採用するにとどめておくのがよいとするもの⁴⁰⁾が多い。特殊学級の不利を学業不振児を普通学級におく昔ながらの習慣にもとすことによって補おうとすることについては Prescott⁴¹⁾も「子どもをその社会的同僚といっしょにおくことが望ましいということが再認識され、子どもが読み書きを1年生でおぼえようが3年生でおぼえようがそれはアカデミックな意味では決して生死の問題ではないということを認める範囲においてはこのような方法は多分正しい」と述べている。したがって学業不振生徒の教育は弾力性のある組別け dynamic grouping であるか、最近障害児教育でとりあげられはじめた統合教育(integration)でなければならない。しかしどのようにしても現実に学業不振生徒が存在することは事実であり、しかも彼等が少年非行につながっていく可能性が極めて多いところに学業

不振生徒の問題があるといえる。

学業不振生徒として疎外された生徒たちは Freud 的な解釈をするならば、人間的欲求である id が上層に躍り出て衝動を引きおこす結果として不安をよびおこす。この身体的・心理的不安定性が生活環境の不安定と相乗的に作動して非行が発生するのである。したがって社会自体が不安定であるほど青少年非行率は増加する。このようにして発生する青少年非行の特色は成人犯罪と大きく異なった様相を呈している。Cohen⁴²⁾の指摘するところでは青少年非行は本人の気づかない間に、あるいは集団のなかで発生している。既に述べたように能力主義による選別教育体制のなかであって順応できない生徒が衝動的に集団で非行に走る傾向を示すことは当然である。警察庁の統計⁴³⁾によって刑法犯少年の学職別、罪種別構成比をみてもこれが理解できる。

第6表 刑法犯少年の学職別・罪種別構成比（％）

	昭 48 年 度		昭 49 年 度	
	窃 盗	粗 暴 犯	窃 盗	粗 暴 犯
中 学 生	81.7	11.9	80.1	13.4
高 校 生	74.2	17.0	76.5	14.9
大 学 生	62.6	18.6	70.2	13.9
各種学校生	79.7	11.4	81.2	11.0

（警察庁，昭和50年）

この統計には中学生の触法少年は含まれてはいないのでその実質非行率はさらに高くなる。また、より遊び的非行・衝動的非行の傾向を示す代表的なものである万引きについては、その動機を熊本県警察本部は昭和48年1月から同年6月までの調査統計で第7表のように示している。

第7表 万引きの動機（％）

好 奇 心	36.4
虚 榮 心	15.6
誘 惑	13.1
付 和 雷 同	11.6
模 倣	7.6
虚 勢	3.3
そ の 他	12.4

（熊本県警本部，昭和49年）

このように少年非行の極めて安易な他者追従的傾向、被暗示的、雷同的傾向がうかがわれる。自己統制力の弱い学業不振生徒が非行に走ることの多い理由が理解できるものである。

4. 不定着と非行

非行青少年のなかで職場不定着者がしめる比率はかなり高い。次表は転職経験の有無と犯罪との関係を示したものであるが、すべての罪名において転職経験者の割合の高いことが知られる。本章ではこの関係を企業規模と学歴とのかかわりのなかで考察してみる。

昭和50年度の文部省学校基本調査⁴⁴⁾によれば、昭和49年3月の中学校卒業生総数1624,000人のうち就職者は126,000人で就職率は7.7%となっている。就職者のなかの就職進学者数は41,000人と就職者の32.5%をしめ、その比率は年々増加している。これは進学意欲の向上として歓迎しなければならない反面、定時制、通信教育制高等学校の質的、量的向上と、差別感の払拭、さらに職場での理解の必要があることを示している。

第8表 転職経験と非行 (%)、実数

罪 名	計	転職経験あり	転職経験なし
総 数	6,452 (100)	3,672 (56.9)	2,780 (43.1)
窃 盗	3,444 (100)	1,942 (56.4)	1,502 (43.9)
強 盗	87 (100)	64 (73.6)	23 (26.4)
詐 欺	106 (100)	75 (70.8)	31 (29.2)
横 領	40 (100)	26 (65.0)	14 (35.0)
傷 害	976 (100)	547 (56.0)	429 (44.0)
暴 行	357 (100)	203 (56.9)	154 (43.1)
脅 迫	22 (100)	12 (54.5)	10 (45.5)
恐 喝	370 (100)	242 (65.4)	128 (34.6)
強 姦	242 (100)	134 (55.4)	108 (44.6)
殺 人	27 (100)	22 (81.5)	5 (18.5)
暴力行為	170 (100)	98 (57.6)	72 (42.4)
その他刑法犯	268 (100)	142 (53.0)	126 (47.0)
特別法犯	343 (100)	165 (48.1)	178 (51.9)

(法務省法務総合研究所, 1969)

第9表 新規中卒者の就職状況の推移

区 分	卒 業 者	就 職 者		就 職 率
		就 職 者 数	就職進学者数	
昭和40年3月卒	千人 2,360	千人 625	千人 % 46(7.4)	% 26.5
41	2,134	522	68(13.0)	24.5
42	1,947	446	64(14.3)	22.9
43	1,847	386	63(16.3)	20.9
44	1,737	324	60(18.5)	18.7
45	1,667	271	57(21.0)	16.3
46	1,622	221	53(24.0)	13.7
47	1,561	179	45(25.1)	11.5
48	1,543	145	41(28.3)	9.4
49	1,624	126	41(32.5)	7.7

(文部省学校基本調査, 昭和50年度)

奈良県は全国都道府県のなかでは高等学校進学率が高いグループに入るのであるが、中学校卒業者の就職状況を奈良県教育委員会の統計によってみても、中学校卒業者の不変にもかわらず就職者と就職進学者の激減がめだっている⁴⁵⁾。

第10表 奈良県における中学校卒業後の状況

年次	卒業者総数	就職者	就職進学者	無職、他
昭和45年	13,390	1,214	274	689
46	12,667	917	188	562
47	13,059	740	174	467
48	12,773	591	149	368
49	13,749	461	179	384

(奈良県教育委員会, 昭和50年)

全国的な産業別就職状況を見ると製造業が最も多く59.8%、サービス業13.8%、建設業9.7%と第1次産業の減少と第2次、3次産業部門の増加が著しい。奈良県においてもこの傾向がみてとれる⁴⁶⁾。もっとも奈良県のばあいは隣接する大阪市の企業への就職が多いので必ずしも県内企業への就職状況とはいえない。

第11表 奈良県中学卒の産業別就職状況

年次	就職者総数	農業	林業 狩猟業	水産漁業	鉱業	建設業	製造業
昭和45年	1,888	1	2	—	4	74	813
46	1,105	4	3	—	1	59	649
47	914	2	1	1	4	55	468
48	740	1	3	—	1	37	334
49	640	8	2	—	1	49	332

年次	卸小売業	金融保険 不動産業	運輸、通信 電気、ガス業	サービス業	公務	その他
昭和45年	87	1	149	148	6	193
46	81	—	93	149	11	55
47	72	—	80	128	8	95
48	73	2	101	102	10	73
49	46	2	59	82	4	55

(奈良県教育委員会, 昭和50年)

労働省の職業安定業務統計によって中卒者の就職の最も多い製造業とサービス業の内容を検討すると高等学校卒業者の従業員29人以下の企業就職者が7.9%に対して中学卒業者は20.8%と零細企業への就職率が極めて高い。300人未満の中小企業をとってみても中学卒業者は53.2%と過半数をしめ、高卒者は39.6%である。

新規学卒者の就職状況を労働省統計⁴⁷⁾によれば中卒者の就職紹介が高卒者に比較して小企業以下になっていることがわかる。

現在のわが国の小企業以下にしめる中学卒の比率は相対的に大きい。小企業や零細企業は経済的基盤に脆弱性をもちながら中学卒者を多量に必要とするという矛盾と、それらの受入れ体制の貧困が若年労働者の心理的不安をひきおこす原因をもっている。

現在の大都市に集中している零細企業は発生的にみれば、戦後日本経済の高度経済成長による大企業の異常な発展に伴って成長してきたものであって、わが国経済の二重構造

第12表 新規学卒者の事業所別職業紹介状況（％）

区 分	年次	総 数	1,000人	500～	300～	100～	30～	29人
			以上	999人	499人	299人	99人	以上
新 規 中 卒 者	昭46	100.0	22.8	13.8	10.3	18.2	14.7	20.2
	昭47	100.0	19.0	13.8	9.5	19.1	15.3	23.3
新 規 高 卒 者	昭46	100.0	30.5	14.4	13.5	18.4	14.2	9.0
	昭47	100.0	29.2	13.0	12.4	19.7	15.9	9.9

(労働省, 昭和48年)

の最下層を構成している企業体である。いわば日本経済の後進性の象徴であり、多くの矛盾が象徴的に顕在化している。東京は大卒、大企業、大阪は中卒、零細企業ということが一般化されているが、奈良県のばあいをみても零細化がめだっている⁴⁰⁾。

第13表 奈良県の従業者規模別事業所数及び従業者数

年次	総 数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100～	200～	300人
	事業所数 従業者数	事業所数 従業者数	事業所数 従業者数	事業所数 従業者数	事業所数 従業者数	事業所数 従業者数	事業所数 従業者数	199人 従業者数	299人 従業者数	以上 従業者数
昭和44年	38,151	29,923	5,090	2,313		408	272	118		27
	198,491	60,950	32,789	36,554		15,132	18,489	18,814		15,763
昭和47年	40,916	31,630	5,373	2,221	708	503	307	128	21	25
	221,067	65,090	34,015	29,446	16,769	18,709	20,275	17,069	4,996	14,698

(総理府統計局, 昭和48年)

このような零細企業に就職する中学卒業者の実態についてつぎに考察する。

青少年労働者とくに義務教育終了後直ちに職業につく低学歴者の職場不定着性は現在の産業界の重要な問題であり、同時に青少年自身にとっても大きい意味をもっている。中学卒業者の離職がどの程度でありどのような理由によるものであろうか。

第14表 青少年労働者の企業別離職率（％）

区 分	昭 和 47 年		昭 和 48 年		昭 和 49 年	
	20才未満	20～24才	20才未満	20～24才	20才未満	20～24才
計	20.1	31.4	20.2	31.1	18.8	27.5
1,000人以上	12.5	23.1	12.8	24.7	12.7	20.5
500～999人	17.7	30.5	21.3	28.0	15.2	25.1
300～499人	17.8	29.5	23.9	26.3	21.8	33.4
100～299人	20.9	35.0	21.3	35.3	23.5	31.5
30～99人	28.1	42.9	24.6	38.5	24.1	35.2
5～29人	31.3	36.5	31.0	37.2	24.9	32.6

(青少年白書, 昭和50年)

労働省の雇用動向調査によれば昭和49年の離職青少年労働者は1517,000人で、昭和49年度の1826,000人を下まわっている。これは調査対象産業の全労働者の離職者数である4049,

000人（離職率17.4%）に対して20才未満が7.5%，20～25才が30.0%となっている。20才未満が一般もしくは20～25才に比較して低率となっているが、これを企業別にみたのが上記の表である。ここで注意しておかねばならないのは労働省は従業員5人以上の事業所を調査対象産業としているところである。若年低学歴労働者の就職先が零細企業と個人企業に多いことから考えても20才未満労働者の離職実数はさらに増加する。

昭和44年3月以降に中学校、高等学校を卒業し、就職後に離職した者の離職状況調査を昭和49年3月末現在の統計⁴⁹⁾によれば中卒者、高卒者とも就職後1年以内で約20%，3年以内で約50%，5年以内では約70%前後の者が離職している。

第15表 新規学卒者の事業所規模別離職の割合（%）

区 分	昭和44年3月卒		昭和46年3月卒		昭和48年3月卒	
	中 卒 者	高 卒 者	中 卒 者	高 卒 者	中 卒 者	高 卒 者
計	71.8	67.8	47.1	44.7	19.1	16.8
1,000人以上	65.1	57.5	37.6	35.6	11.8	11.8
500～999人	70.6	64.4	41.8	42.1	14.8	14.9
100～499人	73.6	69.2	50.1	46.9	21.6	17.4
30～99人	76.3	72.7	54.8	49.1	24.1	18.7
5～29人	74.9	77.6	53.2	57.5	22.8	25.4
4人以下	84.2	84.0	61.0	70.8	35.2	36.0

(労働省，昭和50年)

中卒者は高卒者よりも就職1年以内に離職しているものが多いことがわかる。さらに事業所規模別の割合では中卒者の離職の多くは従業員4人以下の零細企業において高率である。

第16表 新規中卒者及び新規高卒者の在職期間別離職の割合（%）

区 分	新 規 中 卒 者					新 規 高 卒 者				
	昭和44年 3月卒	45年 3月卒	46年 3月卒	47年 3月卒	48年 3月卒	昭和44年 3月卒	45年 3月卒	46年 3月卒	47年 3月卒	48年 3月卒
累計(昭和49年 3月まで)	71.8	61.3	47.1	34.8	19.1	67.8	57.4	44.7	32.6	16.8
1年目	20.1	19.5	19.0	19.7	19.1	22.5	19.4	16.7	18.4	16.8
2年目	16.8	16.1	16.0	15.2		15.6	14.5	15.4	15.2	
3年目	13.1	12.5	12.1			11.9	12.8	12.6		
4年目	13.7	13.2				10.4	10.7			
5年目	8.2					7.4				

(労働省，昭和50年)

いったいわが国の青年の仕事に対する定着率は60.4%と諸外国の青年に比較して高率の⁵⁰⁾部類に属している。青年層に限らず、わが国では一般に転職を否定的に考え、転職が多いと素行的にも精神的にも欠陥があるととられることが多い、永年勤続が美德とされている風土である。これはわが国の企業が西欧諸国のそれに比べて共同体としての機能が極めて高いことが考えられる。共同体においては人間関係の結合の強弱は接触の長さ、密度の濃厚さに比例する。接触期間が大きい因子となっているのはわが国特有の年功序列制度と、その企業体への貢献度の大きさ一職業一般あるいは技術自体への貢献度ではなくそ

の企業体に対するものであるところに特徴がある—によって昇進、優遇されることがこれを示している。したがってある所属集団からいったん外部に出るとそれ以後の人間関係の再構成は極めて困難であり、職業活動に大きい損失を与える。アメリカ社会のように技術、能率中心の近代的職業観はみられない。密度の濃厚さが因子となっているのは大阪商人の伝統とされた衣食住を中心とする日常生活を完全に支配下におかれる丁稚制度にこれを見ることができる。そこでは「ノレン分け」が唯一の独立であり、それ以外は「足が上る」と称する解雇であってその職種からの追放でしかなく、被使用者のなにより恐れるところであった。これは古典上方落語の「足上り」に極めて巧妙に心理過程が語られている。また反社会集団では「破門」がそれ以後のその社会での生活基盤を完全に喪失させるものであった。このような社会構造は資本主義経済の発達にもかかわらず共存している所にわが国の零細企業の特徴がある。社会主義国のコルホーズ、ソフホーズ、人民公社、あるいはイスラエルのキブツにみられる共同社会ではこのような現象は考えられない。それは社会全体の展望のなかで評価され、規定されるので、一企業のなかで個人の地位が著しく不当にとりあつかわれることはないからである。わが国に転職意識が少ないのはこのような社会的風土がもたらしたものである。

しかしその高い職業への定着度にもかかわらず中学卒業者の不定着率が高いことはどのような理由によるものであろうか。つぎに若年労働者の不定着の原因について考えてみる。まずいえることは小企業以下の低賃金を含めた労働条件の総体的低さである。総理府統計⁵⁰⁾によると職業上の不満を上位からみると次表のようになっている。

第17表 職業上の不満 (%)

賃金や待遇がよくないこと	39.2
働らく時間や休暇に不満があること	32.8
将来が不安定であること	21.1
仕事の内容が自分に合わないこと	20.8
上役の理解がないこと	20.6
仕事が単純すぎてつまらないこと	19.9
自分の意見が生かされないこと	18.6
不公平に扱われること	9.3
同僚とうまくいかないこと	6.4
不明、その他	12.0

(総理府, 昭和51年)

青少年は賃金を含めて職場のあり方に不満をもっていることがわかる。しかもこの統計は大企業を含めたすべての企業の統計であるため、条件の劣悪な零細企業ではさらに多くの不満があることが想像できる。

これを企業側の態度からみるとどうであろうか。労働省は年少者の労働保護については労働基準法に基づいて監督し、違反事業所に対しては処分をしているがその状況は第18表の示すところである⁵²⁾。

違反の割合は対象事業所(場)の過半数を超過している。これらの業種は青少年労働者の比率が極めて多い業種であることはさきに示したところである。なかでも保健衛生業に違反事例が多発しているが、これは看護婦不足の現状を明確に示しているとともに、年少婦人労働者への保護政策を一層徹底しなければならないことを意味している。ここで中学

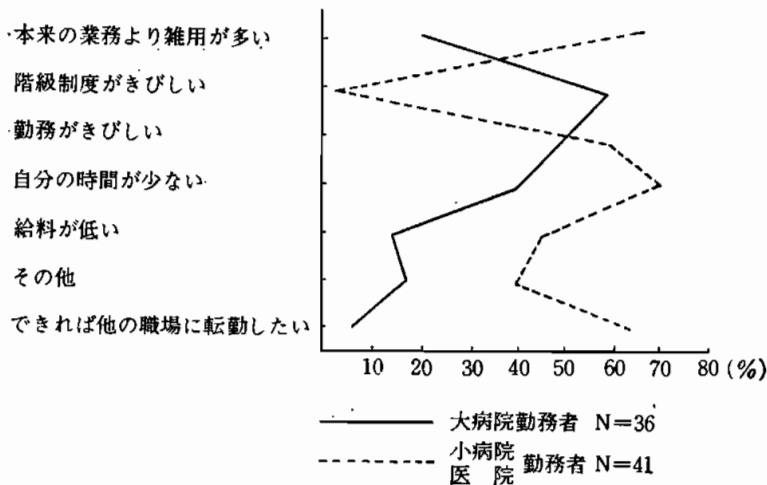
第18表 労働基準法に基づく監督実施状況

区 分	定規監督 実施事業 場数 (a)	(a)のうち 違反の事 業場数 (b)	違反の事 業場の割 合 $\frac{b}{a} \times 100$	年少労働者関係主要事項別違反事業場数								
				労働 時間	休 日	深 夜 業	最 低 年 令	就 業 制 限	寄 宿 舎			
									規 則 届 出	安 定 規 準	衛 生 規 準	
企 業 計	196,063	133,439	67.4	884	425	90	195	578	1,474	2,422	639	
主 要 産 業 別	製 造 業	69,624	49,535	71.3	544	146	39	30	280	265	319	49
	建 設 業	90,950	58,845	64.7	57	38	1	7	248	674	1,740	548
	商 業	5,997	3,956	66.0	79	108	0	146	4	80	43	6
	保 健 業 衛 生 業	4,129	3,339	80.9	111	46	—	—	6	298	152	24

(労働省, 昭和48年)

卒業後看護助手として、また資格取得して准看護婦として公的大規模病院と私立小病院または医院に勤務している者の筆者による面接結果について述べる。

共通していえることは看護婦が医療技術者としては完全な評価を得ていないという点である。彼女等は単に医師の補助員としての地位しか与えられず、単純労働に甘んじなければならぬ不満をもっている。大病院勤務者は階級制度から来る劣等感と勤務体制に夜勤が多く、資格取得のため看護学校に通学する時間の困難さを訴えており、小病院、医院勤務者は職階制度上の不満はみられない。これは准看護婦、看護助手が主体となっていることが原因と考えられる。これは一面、大病院以外は高等看護学校卒業の看護婦難であることを示している。小病院、医院勤務者は単純労働、雑用に使用されることが多く、本来の職務の遂行の困難さを訴えている。これらは他の業種において低学歴労働青少年の不満、悩みと共通したところが読みとれる。



第2図 准看護婦、看護助手の不満 (筆者調べより作図)

しかし青少年労働者は前述したように、このような形式的違反に対する不満もさることながら、この准看護婦、看護助手の調査によってもみられるように、むしろ企業の体質そのものに不満をもち、職場への不定着を示しているのである。

現在の社会経済状態では賃金の低さは必ずしも中学卒業者のみの不満ではなく、全労働者に共通した不満であり、むしろ中卒者はいわゆる「黄金の卵」とされて求人難のために賃金は上昇の傾向にある。それでは彼等にとって何が不定着の要因となっているのであるか。ここで考えられるのは前掲の不満の調査で第3位にランクされた「仕事の将来性のなさ」と第5位の「上役の理解のなさ」である。彼等は「黄金の卵」として歓迎はされるが、企業の将来を背負い、妥当な地位を与えられる「人間の卵」として迎えられてはいない。安価な労働力としての評価しか与えられてはいないのである。

零細企業の日本の特質としてあげられているものに前近代性と家内工業性、一族経営がある。労働組合組織はなく、親分子分のタテ社会特有の直接接触的 tangible⁵³⁾ な封建的人間関係が労働者を支配している。わが国の青年層に「心をうちあけて話せる友人がいない」というヨコの連帯感欠除の悩みがある反面、「上司との仕事以外の付き合いを望む⁵⁴⁾」という前近代的タテ社会への没入の願望が同時にもたれている奇妙な思考形態があるのはこれを示していると思われる。

昭和45年に制定された「勤労青少年福祉法」に基づいて46年に策定された「基本方針」はこれらの悩みに対処しようとするものであるが、わが国の企業体質の抜本的な改革、ひいては産業形態の改革がなければ形式だけのものに終わってしまう。大阪市の零細企業地帯では企業側が離職引きとめ策のひとつとして高賃金の提供や施設、宿舍の改善、休日の増加、慰安旅行の実施などをうちだしているがさして効果をあげているにはみえない。また彼等の不定着を主婦のパートタイマー、学生アルバイト、中高年離職者、季節労働者の採用によって補おうとする傾向もあるが、これは応急的な手段としてだけではなく、かえって若年労働者の雇用条件を圧迫することになり、問題が根本的に解決されてはいない。

「勤労青少年フレンドシップセンター」が昭和49年に北海道千歳市に設立され、50年に埼玉県に建設されているが、これを有効に利用できる零細企業の青少年労働者は極めて少ないであろう。その大部分はヨコの連帯のないままにタテ社会の一員に組み込まれ、これらの不満、悩みが潜在化して離職に短絡する。

それでは離職がどのように非行に結びつくのであろうか。不定着青少年が非行化する原因を青少年の職場への不適応とするか、職場の不整備が原因で有職青少年の非行化が行なわれた結果不定着を引きおこすかのいずれかが考えられる。前者は青年の能力、toleranceの不足、教育訓練の欠除といった勤労青少年自身の責任を意味し、後者は転職は個性に応じた職業を選択できる機会であり転職を肯定することになる。これはアメリカをはじめ西欧諸国の職業観と一致する。しかしわが国の労働事情はアメリカなどと根本的に異なっており、終身雇用を原則として特殊な職業を除いて途中就職の不利はまめがれることはできない。このような労働事情の下では転職肯定論は成立しない。とするならば青少年の職場不定着は職場自体のあり方に原因すると考えざるを得なくなる。

年少労働者の需給率を労働省統計⁵⁵⁾にみると第19表のようになる。

京浜・東海・京阪神の各地域が需要の中心地であり、北海道・東北・北陸・山陰・四国・九州・沖縄が主要供給地となっている。一般論としていえば昔ながらの農山村地帯から商工業地帯への流入というパターンは変わっていない。高学歴者のばあいはいわゆるUターン現象がみられるが、中卒者にはこれがみられない。大都市の若年労働力は完全に流入青少年に依存しているのである。

京阪神に流入する青少年労働力はその供給地を量的順位からみると北九州・四国・山陰・北陸・南九州となっている。これら地方からの流入青少年の生活状態はどのようになっ

第19表 新規中卒者及び新規高卒者の地域別需要率と供給率（％）

区 分	中 卒 者				高 卒 者			
	需 要 率		供 給 率		需 要 率		供 給 率	
	49年 3月卒	48年 3月卒	49年 3月卒	48年 3月卒	49年 3月卒	48年 3月卒	49年 3月卒	48年 3月卒
北海道	0.9	1.5	44.7	43.3	0.4	0.5	21.3	24.5
東北	0.3	0.3	49.7	52.8	0.3	0.3	46.0	51.1
北関東	10.7	9.9	15.2	17.7	8.8	8.7	28.5	30.8
南関東	30.6	33.6	16.1	16.0	33.2	34.7	40.5	43.7
京浜	56.3	61.6	2.1	2.1	65.7	67.2	2.7	2.2
北陸	16.5	18.0	28.6	31.3	1.9	1.6	30.1	33.1
東山	10.6	6.9	22.5	24.2	3.0	3.3	32.8	35.1
東海	55.5	57.1	2.8	3.2	24.9	25.6	8.1	8.4
近畿	43.0	42.9	18.3	18.5	20.6	21.2	42.8	43.1
京阪	40.7	45.7	2.2	1.6	44.1	45.9	3.0	3.0
山陰	1.5	2.1	37.5	46.6	1.0	1.6	56.0	58.1
山陽	32.4	32.4	15.0	14.3	11.1	11.8	19.8	22.0
四国	0.6	0.5	39.4	42.1	1.4	1.4	36.8	39.8
北九州	4.9	6.4	54.4	54.2	7.5	6.6	34.9	38.1
南九州	1.5	1.4	66.9	69.4	2.5	1.7	59.7	63.8
沖縄	—	—	85.9	72.0	0.8	0.3	66.5	64.4

(労働省, 昭和50年)

ているか、大阪市を中心とした住込青少年労働者の構成比を調査するため、従業員29人以下の事業所を4人以下の零細企業と5人以上の小企業にわけて無作為抽出し、アンケート調査を行なった結果を推計すると第20表の通りである。

第20表 住込青少年労働者の構成比（％）

	規 模	製 造 業	卸 小 売 業
男 子	4人以下	41.6	58.3
	5～29人	19.3	29.8
女 子	4人以下	37.2	61.3
	5～29人	17.8	28.2

(筆者調べ)

住込青少年労働者は4人以下の零細企業に多く、とくに大阪市の特色である卸小売業では男女共に過半数をこしている。大都市への流入青少年労働者は未だ前近代的労働形態を温存する可能性の大きい零細企業に住込という型式で就職しているのである。

同時に調査した住込若年労働者の就職手段をみると、職業安定所や学校紹介などの公的あっせんによる者は47%、知人、親戚、友人などの関係による縁故就職42%、雇用主との直接折渉による者7%と・私的あっせんルートが半数をしめている。つまり住込の若年労働者はその半数が公的、客観的な評価を受けた職場（その内容、実態はともかくとして）ではなく、私的、個人的な関係で就職している。私的ルートが必ずしも労働条件の劣悪

を意味するものではなく、あるばあいには *Gemeinschaft* 的な人間関係を形成させるかもしれないが、多くの例は前近代的経営体制の色彩が強い。公的ルートに乗れない職場が私的ルートに依存していると考えざるを得ないのである。このように大都市の零細企業に私的ルートで就職した青少年は多くの不満と挫折感をもち、それを解消する方途のないまま不定着を示すようになる。

一例として東京少年鑑別所に送致された流入非行少年の転職歴をみてみよう⁵⁶⁾。

第21表 流入非行少年転職数 (%)

職 種	工 員 ・ 職 人		そ の 他	
	一 般	非 行	一 般	非 行
転職なし	79.8	27.9	75.9	36.7
転職1回	8.3	19.8	9.6	21.5
2回	3.5	17.4	1.2	15.2
3回以上	8.3	34.9	13.3	26.6
計	100	100	100	100

(東京少年鑑別所, 昭和41年)

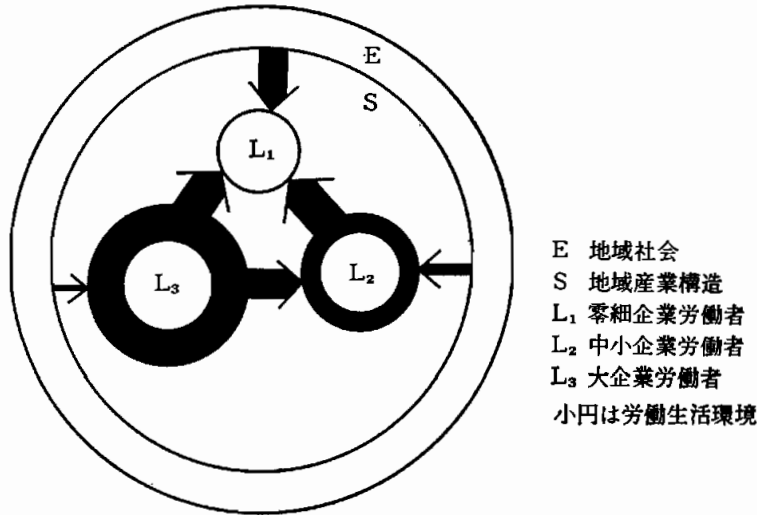
非行少年は職種を問わず1年に3回以上の転職者が多い。しかもこれらの転職者は同一系統の転業への転職ではなく、異種の職業に転じている。*Gemeinschaft* としての地方生活から単身で住込という形式で *Gesellschaft* の大都市の生活に急転回した違和感は、彼等に単に物質的欲求からだけでなく不定着と非行を犯させる。*Maccoby*⁵⁷⁾ のいっているように青少年非行の発生率はその社会の構成員の精神的背景が等質であるほど低いとするならば、大都市の零細企業の青少年の孤独で混乱した背景は全く異質の集合でしかない。青少年非行はおこるべき充分な理由をもっているのである。

5. 青少年労働者の心理学的「場」

青少年労働者の労働形態を論ずるとき、環境から全く遊離して抽象化された労働者像を論じてみても意味がない。勤らく青少年が現実的に労働し、生活している労働社会としての「場」を考え、その上で彼等の労働態度、離職問題、生活意識などについて「場」との関連において全体的に論じられなければならない。「青少年労働者はこのように考え、このように働いている」ではなく、「このような環境にある青少年労働者であるからこのように考え、労働する」というとらえかたが必要である。これは *Gestalt* 学派が人間行動をとらえるときの態度と同じである。

行動 (B) は人 (P) とその環境 (E) との関数 (f) であり、 $B=f(P \cdot E)$ の定式が立てられ、PとEは相互従属的な変数であるとする Lewin の場の理論⁵⁸⁾にしたがって青少年労働者の行動と意識について考えてみたい。

青少年労働者の行動は彼とその環境との相互依存的要因の布置として把握されなければならない。相互に影響しあうすべての環境因子と人的因子との総体は Lewin のいう生活空間(LSp)であり、行動は生活空間の関数として $B=f(LSp)$ の定式が成立する。生活空間は人間の非物理的要因の総体である行動を規定する。そこで彼等の生活空間を労働生活環境というコトバにおきかえて、それを発生的、構造的に模式化してみるとつぎのように図示できる。



第3図 労働生活環境の場

それぞれの職場に働く労働者は所属する労働生活環境によってその労働形態、意識が決定される。第3図に示したL₁、L₂、L₃の労働者は労働生活環境が異なるが故に異なった労働形態と意識をもつ。また労働生活環境は地域産業構造（S）からの制約を受け、同時に地域産業構造は地域社会（E）によって性格づけられている。奈良県のばあいを見ると開発による産業近代化（E）によって昭和工業団地が造成され、大和郡山市が県総出荷額の29.6%⁵⁹⁾をしめる大企業の進出を来した反面、地場産業の奨励策（E）により皮革、繊維の小、零細企業も中和地域において生産量が高いという産業構造（S）を示している。さらに各企業はその規模によってE、Sから程度の異なった総体的な圧力を受けている。

前章にも述べたように労働者の募集にしても零細企業は公的ルートに乗れないし、金融、税制の面でも劣悪な状態におかれ、社会的評価でも大きい格差が存在している。これは模式図で矢印の太さによって示した。また企業間において圧力が加えられている。大企業は中小企業と零細企業に、中小企業は零細企業にたとえば下請の買いたたき、値引きといった形式でしわ寄せが行なわれ、零細企業は圧力の集中した存在とならざるを得ない。

これに対して企業の防衛障壁はどうであろうか。大企業は確立された経済基盤、強固な労働組合組織、福祉施設によって完璧に保護されているのに対し、零細化するほど企業と労働者に対する防衛障壁は弱体である。これは模式図の労働者Lを囲む円の太さで図示した。ここでは企業の経済力を論ずる場ではないので、労働者の防衛障壁について考えたい。

労働基準法の実施状況や休日数の増加、機械化等によって労働者の総実働労働時間数は減少しているが、なお規模が零細化するにつれて時間数は多くなる。第21表は5人以下は示されていないが推測すればさらに多くなると考えられる。

厚生面においては労働者の余暇利用に対する援助の格差は著しい。零細企業では全くみられないが規模が大きくなるにつれて厚生対策が留意されていることは第22表⁶⁰⁾で知ることができる。

この表に100人未満の企業で慰安旅行が多いのは設備、援助の不足を年に一、二回の旅行によって代替している小企業の姿勢を明らかに示している。

健康保険制度においても格差は著しい。零細企業では国民健康保険に依存せざるを得な

第22表 規模別月間労働者総実働時間数（製造業）

	総 実 労 働 時 間 数			
	500人以上	100~499人	30~99人	5~29人
昭30	190.9	199.6	207.2	—
33	192.5	202.2	210.7	211.2
35	200.3	207.9	215.3	215.2
36	197.6	204.5	210.0	211.9
37	192.6	199.6	205.3	207.5
38	190.8	198.5	203.8	204.6
39	192.2	195.7	198.5	204.7
40	186.4	193.4	197.7	200.5

(労働省, 昭和41年)

第23表 企業別規模別にみた文化体育レクリエーション活動の実施状況（%）

規 模 別	100人未満	300~499人	1000~2999人	5,000人以上
活 動				
文化体育活動総括組織	23.5	41.8	59.5	84.3
レクリエーション相談室	11.8	8.8	7.8	15.7
パンフレットの発行	—	3.8	9.1	20.3
社会文化団体への加入	—	11.3	22.0	94.5
文化サークルへの補助金	11.8	65.1	80.6	92.9
体育サークルへの補助金	23.5	71.7	84.8	67.7
教養教室の開設	8.8	36.8	56.0	66.9
体育祭(大会)	5.9	12.3	34.6	59.1
文化祭(大会)	2.9	9.4	26.2	63.0
慰安旅行	85.3	88.7	64.1	60.6
慰安演芸会	11.8	23.6	36.6	43.3

(日経連, 昭和50年)

いし、小企業でも政府管掌であり、大企業の組合管掌とは診療内容もある程度の差がみられることは事実である。大企業組合や公務員は互助組合制度によって扶養家族の自己負担さえ補助しているのに、国民健康保険では加入者すら自己負担を強いられている。

労働者の防衛障壁である労働組合の組織率はここでは論ずる余裕がないが、零細企業においては約85%が未組織である。これは零細企業に特有の自ら生産手段をもつ資本家であると同時に労働者とともに働らき、大中企業経営者のように他人の剰余価値を得るものではないという特殊性にもよる。大阪市の零細企業密集地域で新興宗教が急激な広がりを示し、これがひいては中間政党を躍進させた例があるが、巨大労働組織から疎外された零細企業労働者が宗教に依存しなければならない防衛機制の貧困さを示す好例といえる。

つきに労働者の側からはそれぞれの労働の場をどのようにとらえているであろうか。所属する「場」との密着度、換言すれば忠誠心 (fidelity) または同一性 (identity) を零細企業と大企業の労働者について無作為抽出で回答を求めたのが次表である。

労働者の志気が労働の「場」と労働者の密度に比例する限り、零細企業労働者の志気は低いといわねばならない。零細企業労働の「場」は外部の圧力に加えて内部構造からも刺激を受けている。このような場に労働する青少年労働者に仕事への使命感と企業への忠誠

第24表 企業への密着度（人）

所属企業に対する意識	大企業	零細企業
自分たちの企業に誇りをもつ	25	2
企業のより発展を願う	31	10
企業の一員として満足している	56	5
生活の手段として就職している	18	38
他の企業がうらやましい	5	25
倒産、解雇を恐れる	2	19*
無回答、その他	12	21

*重複回答あり

度を強制する単純な労働観は意味をもたない。彼等にとってより重要なことは自己の「場」に存在する矛盾、非人間性、不合理の追求であらねばならない。

6. 結 語

中等教育の社会的圧力による歪みが学力不振を生み、産業構造の立ち遅れが零細企業における青少年労働者の不安着を生じさせ、これらが非行につながるおそれのあることを統計的にみてきた。学業不振や不定着が非行の絶対的要因であると断定する確証もないし、このような条件におかれながら反社会集団への否定的同一性を求めない青少年も存在している。さらに personality の偏倚、精神医学的障害、readiness の問題も考えねばならないことはいうまでもない。しかし教育基本法と労働基準法以前の問題があることも諸統計の示しているところである。青少年の能力的、性格的負因を充分認めながらも、社会構造から非行に至る機制をより重視することがなければ今後の青少年対策は無意味である。

注

1. 昭和50年度：警察白書 p. 466 警察庁。
2. 内山啓久雄：問題児臨床心理学 p. 18., 金子書房 昭38.
3. Cole, L., & Morgan : Psychology of Childhood and Adolescence, p220-245 Reinhard & Co., 1947.
4. Kanner, L.: Child Psychiatry, Charles C, Thomas Publisher, U. S. A. 1957.
黒丸正四郎・牧田清志訳：カナ－児童精神医学 p. 556, 医学書院 昭49.
5. Kanner, L.: 前掲 p. 555.
6. 植松正：青少年非行, 教育心理学事典 p. 340, 金子書房 昭31.
7. 全国高等学校長協会：「後期中等教育の在り方」に関する意見書. 昭40. 2. 1.
8. 日本経営者団体連盟教育特別委員会：後期中等教育に対する要望. 昭40. 2. 5.
9. 日本経営者団体連盟常任委員会：教育の問題に対する産業界の見解, 昭44. 9. 1.
10. 文部省報告書：日本における教育改革. 昭25.
11. 時事通信内外教育版. 時事通信社. 昭44. 5. 13号.
12. 昭和50年版. わが国の教育水準. 文部省. 昭51.
13. 高校全員入学制度維持に関する高知県教育委員会声明. 昭31. 7. 31.
14. みんなの教育を守るために－全入実現入試制度改悪反対運動の手引き. 高知県教職員組合. 昭33. 9.
15. 田代三良：高校生. p. 17. 岩波書店. 昭49.
16. 座談会「日比谷高校生の選良意識とモラルー連帯感をはばむ能力主義」司会 大江健三郎, 朝日

- ジャーナル, 昭41年, 13号.
17. 京都教育. 京都教職員組合, 昭43. 3. 10.
 18. 現代教育科学研究会編: 国民のための教育科学, p. 134. 汐文社, 昭45.
 19. 義務教育改善に関する意見調査報告. 全国教育研究所連盟, 昭46. 2.
 20. 品川不二郎他編: 「学業不振」教育相談ハンドブック, p. 158. 国土社, 昭38.
 21. 安倍北夫編: 「教育の問題行動」(林潔)教育心理学, p. 152. プレーン出版, 昭50.
 22. 小見山栄一: できない子供. 児童問題新書 No. 15. 金子書房, 昭26 から 学業不振児とは 教育心理第4巻第4号 金子書房 昭31 への過程で, 「一定の学力水準」とはその学年において到達すべきミニマルエッセンシャルズとか, 学年水準の意味であるから, 学習者や学習過程における個人差を無視することはできないとする立場に立ってこの分類の修正を行なっている.
 23. Watson, J. B. Behaviorism 1930.
安田一郎訳: 行動主義の心理学, p. 28~34. 河出書房, 昭43.
那須聖訳: 人間は如何に行動するか, p35~39. 創元社, 昭17.
 24. 文部省 奥田中学教育課長NHK放送, 昭41. 12. 25.
 25. 中央教育審議会答申: 後期中等教育の拡充整備について, 昭41. 10. 31.
 26. 麓 一男: 中学校教育正常化のための建設的提案—中学校における中位・下位生徒のための生涯技術教育の提唱と技術実習学校の提案. プリント版, 昭42. 3.
昭和41年度の大阪市教育懸賞論文に入選していることは時期的にみて体制側の意図的なところがみられ興味をもてる.
 27. 麓 一男: 中学校教育改訂の能力別教育とその方法論の一考察, p. 22. プリント版, 昭44. 3.
 28. 高校教育多様化と入試制の問題 60~63. 労働旬報社, 昭43.
 29. 毎日新聞(大阪), 昭38. 2. 1.
 30. 中等教育改革についての見解. 日本教職員組合中等教育研究委員会, 昭40. 1. 14.
 31. 宮原誠一: 青年期の教育, p. 162. 岩波書店, 昭41.
 32. 昭和50年版. 青少年白書 p. 486. 総理府青少年対策本部.
 33. 昭和48, 49, 50年版. 警察白書. 警察庁より作図.
 34. 昭和49年度. 青少年白書, p. 324. 前掲.
 35. Kanner: 前掲, p. 554.
 36. 奈良少年院教育資料.
 37. 橋本重治: 学業不振児の診断治療指導: 教育心理. 第4巻第4号. 日本文化科学社, 昭31.
 38. Mussen, P. H, Cogan, J. J, & Kagan, J. : Child development and Personality. Harper & Row, 1956. 三宅和夫訳: 発達心理学II, p. 741. 誠信書房, 昭44.
 39. 辰巳敏夫編: 知的身体的障害児, p. 123.
児童臨床心理学講座VIII. 岩崎学術出版社, 昭48.
 40. 田中熊次郎: 集団的思考と個人的思考. 児童心理第17巻第4号 p. 32~38. 金子書房.
 41. Prescott, D. A. : Emotion and the Educative Process, p. 247.
American Council of Education, 1938.
 42. Cohen, A. K. ; Delinquent boys "The Culture of the Gang". 22-25 Free Press, 1951.
 43. 昭和49, 50年版. 青少年白書.
 44. 昭和50年度. 文部省学校基本調査.
 45. 奈良県教育委員会総務課統計, 昭50.
 46. 同上.
 47. 労働省.
 48. 総理府統計局, 「事業所統計調査」 昭50.
 49. 労働省. 雇用動向調査, 昭50.
 50. 世界青年意識調査. 1972. 総理府青少年対策本部.

51. 昭和49年版. 青少年白書. p. 195.
52. 労働省. 職業安定業務統計. 昭48.
53. 中根千根：タテ社会の人間関係——単一社会の理論. p. 56. 講談社. 昭51.
54. 世界青年意識調査. 前掲.
55. 労働省. 職業安定業務統計. 昭50.
56. 東京少年鑑別所報告. 流入非行少年についての資料.
57. Maccoby, E. E, Johnson, J. P, & Church, R. M. : Community integrated and the social control of juvenile delinquency, *Journ Sociology*, 1958, p. 38~51.
58. Lewin, K. : Field Theory and Experiment in Social Psychology : Concepts and Methods, *Amer. Journ. Sociology* 44, 1939, p868~897.
59. 奈良県要覧. 1975. p. 93.
60. 日本経営者団体連盟, わが国労務管理の現勢. 第2回労務管理諸制度調査. 昭38.

Summary

Education system in Japan which was reformed after World War II has been changing gradually along with the social condition. Especially the change in the lower secondary education is noticeable.

Junior high schools have become preparatory schools for entrance examinations for senior high schools, and as a result, those students who want to find employment are left out in the cold. Moreover about a half of the students cannot digest the materials. In such a situation the students who have poor grades are left alone and they often tend to commit crimes. Now we cannot expect any decrease in juvenile delinquencies without reforming the secondary education system.

Furthermore those who have found employment soon after graduating from junior high school have bad labor conditions and they cannot find positions except in small enterprises. Even if they could find post in a big enterprise, they would be forced to hold degraded positions. Since they see no future in their jobs, many will leave their firm. And a number of these young people commit crimes in many cases. Thus, it is highly necessary to improve such a character of these enterprises.

In this paper the author chiefly deals with those problems by referring to the Government Statistics and attempts to shed light on those problems from a psychological angle.